

2019 年 6 月「効果的な公益通報者保護のための G 2 0 ハイレベル原則」
と主要国の制度上の対応

効果的な公益通報者保護のための G 2 0 ハイレベル原則	資料 1 - 3 「韓国の公益申告者保護制度」及び資料 3 「主要先進国の公益通報者保護法について」の該当箇所
原則 1 : 公益通報者保護のための明確な法及び政策を整備し、実施する。	【1】
原則 2 : 保護対象となる通報の範囲を、広範かつ明確に定義する。	【5】、【6】、【7】、 【8】、【20】
原則 3 : 可能な限り広範な通報者に保護を提供する。	【4】
原則 4 : 公益通報者に通報経路を周知し、十分な支援を提供する。 － 通報経路には、組織内に設置された内部通報チャネル、法執行機関や他の所管当局への外部通報チャネルが含まれる。	【5】、【16】
－ 秘密保持契約や退職合意などの雇用契約を含む、契約上あるいは公務員としての義務が、保護対象となる通報を行うことを妨げたり、保護を否定したり、通報を行った者に罰則を科したりしないよう確保すべき。	【15】
原則 5 : 公益通報者に関する秘密保持を確実なものとする。	【14】
原則 6 : 公益通報者に対する報復行為を包括的に定義する。	【9】
原則 7 : 公益通報者に強固かつ包括的な保護が提供されることを確保する。 － 解雇の場合も含め、比例した方法で立証責任を負わせるメカニズムの導入を検討すべき。	【12】
－ 公益通報者が、通報チャネルの利用方法や通報の結果として報復が生じた場合に得られる保護、報復の疑いに対する救済を求めるための利用可能な手続きを認知するよう可能な支援の提供を検討すべき。	－
原則 8 : 報復行為を行った者に対し、効果的で、相応かつ抑止力のある制裁を科す。	【17】
原則 9 : 公益通報者が、通報行為に関連して責任を問われることがないよう確保する。	【13】
原則 1 0 : 公益通報者保護制度に関する研修、能力構築、及び啓蒙活動を実施する。	－
原則 1 1 : 保護枠組の効果と実施状況を、監視し、評価する。 － 公益通報保護の枠組みの定期的な見直しを奨励する。	【1】
原則 1 2 : 公益通報者保護を主導し、範を示す。	－